

③「これによって生じた損害」

本項の対象となる損害は、特定電気通信による情報の流通によって他人の権利の侵害が生じた場合にそれによって現実に生じた損害である。これは、問題とされる情報の流通自体によって現実に損害が発生している場合でなければ損害賠償責任を問われることはないためである。そのため、例えば、ある情報が特定電気通信設備に記録されたが、他の誰かが受信する前に被害を受ける者がそれに気付き、発信者に連絡する等して、それ以降の流通が防止されたような場合等現実の損害が生じていない場合には、本項の適用はないこととなる。逆に、関係役務提供者がある時点で情報の送信を防止するための措置を講じた場合であっても、それまでの間に当該情報の流通によって損害が生じていれば、関係役務提供者は、その損害についての責任を問われる可能性はあり、本項で制限されることとなる責任には、そのような損害についての責任も含まれるものである。なお、本項では、権利侵害の態様について特に制限を加えていないことから、安全配慮義務違反等の契約上の義務違反が問われることがあれば、不法行為のみならず、そのような義務違反による権利の侵害により生じた損害をも含むことになる。

④「権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合」

そもそも当該情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能でない場合には、結果回避可能性がなく、関係役務提供者に作為義務が生じることはないことから、それを明確化するものである。

ここで、関係役務提供者に期待される措置は、あくまで権利の侵害を防止するために必要な限度にとどまるものである。例えば、問題とされる情報の送信を防止するためには他の関係ない大量の情報の送信を停止しなければならないような場合や、インターネットへの接続自体をさせない等当該情報の発信者の情報発信のすべてを停止するしかない場合には、関係役務提供者がその措置を講ずることが「技術的に可能」とは言えないものと解される。

また、技術的に可能かどうかは客観的に判断されるべきものであり、通常の技術力のある関係役務提供者であれば措置を講じることが可能であるが、当該関係役務提供者の技術力では必要な限度で措置を講じることが不可能であるというような場合については、本項による責任の制限には該当しないものと解される。

⑤「賠償の責めに任じない」

「賠償の責めに任じない」とは、民事上の賠償責任、すなわち、不法行為に基づく損害賠償責任や債務不履行に基づく損害賠償責任が生じないことである。被害回復措置は、通常は金銭的賠償のことであるが（民法第 417 条及び民法第 722 条第 1 項）、名誉毀損の場合には、賠償に代えて名誉を回復するに適当な処分を命じうることとされており（民